

議案第49号

三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年3月23日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

三田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成24年三田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「政令で定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生
省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護
職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規
則」という。）」を「施行規則」に改める。

第46条第1項中「政令で定める者」の次に「（施行規則第22条の23第1項に
規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の9第6号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条第1項各号列記以外の部分中「特定施設」の次に「をいう。以下この項
において同じ。）」を加え、「」の事業」を「」の事業」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。